

学校法人岐阜済美学院 中部学院大学・中部学院大学短期大学部
ガバナンス・コード 点検状況

本学院は、時代に対応した大学・短大づくりを進めるため、適切なガバナンスを確保することを目指し、『学校法人 岐阜済美学院 中部学院大学・中部学院大学短期大学部ガバナンスコード』を日本私立大学協会が策定した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に準拠し、制定しました。この度、本学「ガバナンス・コード」の点検をいたしましたので公表いたします。

判定(記号)について
対応している ○
対応を検討している ■
対応は行わない計画である ×

内容		判定	点検状況	備考
第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重				
1-1 建学の精神	(1) 建学の精神 建学の精神は次のとおりです。 神を畏れることは知識のはじめである (旧約聖書「箴言」第1章7節より)	○	HPに掲載するとともに、教職員・学生に対しては、チャペルアワーやキリスト教研修会への出席を奨励する等、建学の精神を深める機会を設けている。また、仕事始め式における理事長挨拶では「建学の精神の理解と具現化」が掲げられ、教職員に共有されている。	【建学の精神】 https://www.chubu-gu.ac.jp/about/
	(2) 建学の精神に基づく人材像 建学の精神に基づく人材像は次のとおりです。 本学のミッションは、「生きる、を学ぶ」大学・短大であり続けることです。 その具現化には、生涯にわたる自己と他者の幸福(Human Well-being)のため、地域の拠点となり、各専門領域における高い専門性の養成と課題解決能力を引き出す教育を行う高等教育機関としてあり続ける必要があります。	○	第2期中期計画の他、ホームページや大学案内にも掲載し、本学のミッションとして、教職員や学生にも共有されている。	・第2期中期計画 ・大学案内
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 ① 建学の精神に基づく教育目的等 本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。 【中部学院大学】 ① 大学の教育目的及び研究目的 中部学院大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術・技能を教授研究し、もって真理と正義を愛し、世界平和と人類の福祉に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。 ② 人間福祉学部の教育目的及び研究目的 社会福祉における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に福祉社会に貢献し得る人材を養成することを目的とする。 ③ 教育学部の教育目的及び研究目的 教育学及び保育学を基礎に幼児及び児童における今日的諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を基盤に教育、保育界に貢献し得る人材を養成することを目的とする。 ④ 看護リハビリテーション学部の教育目的及び研究目的 ア 理学療法学科の教育目的及び研究目的は、理学療法における諸問題に対応できる理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識、技術を習得した医療技術者の養成をすることを目的とする。 イ 看護学科の教育目的及び研究目的は、保健・医療・福祉の総合的な視野を持ち、チーム医療の一員として、すべての人々の健康の保持・増進並びに生活の質を考慮した看護が行える能力と諸問題を解決する知識、技術を習得することを目的とする。 ⑤ スポーツ健康科学部の教育目的及び研究目的 スポーツ健康科学分野における教育・競技・健康・医学にまたがる諸科学の総合的な教育研究を通して、スポーツや健康を科学的に研究し、科学的方法に基づくスポーツや心身の健康に関する専門的な知識や技術を身に付けるとともに、幅広く深い教養と総合的な判断力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成することにより、広く社会に貢献することを教育研究上の目的とする。 【中部学院大学大学院】 ① 大学院の教育目的及び研究目的 中部学院大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。 ② 人間福祉学研究科の教育目的及び研究目的 ア 修士課程は、学部の教育の基礎の上に広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の専門的な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 イ 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 【中部学院大学短期大学部】 ① 短期大学の教育目的及び研究目的 中部学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行なうことを目的とする。 ② 幼児教育学科の教育目的及び研究目的 乳幼児教育及び保育に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した保育者を養成することを目的とする。 ③ 社会福祉学科の教育目的及び研究目的 生活の質の向上に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得し、福祉の向上と社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。	○	大学学則、大学院学則及び短期大学部学則に定めており、ホームページにも公表している。 教育目的及び研究目的は、大学等の基幹概念となっている。 教育目的等に関しては、毎年度定期的に自己点検・評価活動により点検評価を行い、7年一度大学においては、大学基準協会、短大においては短期大学基準協会に外部評価を受けている。	・大学学則第1条及び第3条 ・大学院学則第1条及び第5条 ・短期大学部学則第1条及び第2条 【学則】※1 https://www.chubu-gu.ac.jp/disclosure/eduinfo/ 【第三者評価】※2 https://www.chubu-gu.ac.jp/disclosure/accreditation/
	(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組について ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。 ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、経営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。 ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容 第2期中期計画には、次の計画を盛り込みます。 ア 学生確保に向けた募集・広報活動 イ 教育改革と質保証 ウ 学生支援 エ 国際化推進 オ 地域連携 カ 研究活動の活性化 キ キャンパス整備 ク 経営・管理の強化	○	2015年度に『第1期中期計画』(5ヶ年)を定めた。また、2020年度からは6ヶ年計画である『第2期中期計画』を策定している。中期計画は、経営会議等において点検し、必要に応じて修正(加筆・削除)等している。なお、中期計画は、学内システムにて閲覧でき、教職員がいつでも確認出来る状態になっている。また、財務状況の予測を財務課が定期的に行っており、経営会議を経て、理事会及び評議員会へ報告を行っている。このような取組で、財政的な裏付けのある中期計画の実現に努めている。	・第1期中期計画(2015～2019) ・第2期中期計画(2020～2025)
	(3) 私立大学の社会的責任等 ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。 ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。 ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	第2期中期計画において社会的使命の具体的な内容を記載している。社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価活動として7年毎に外部評価を受け、その結果をホームページで公表している。また、学院の財務状況については、ホームページ上で公開している他、学院内の教職員に対しては、財務状況に関する説明会(SD研修)を行っている。また、教職員の男女比の適正化や障害のある教職員の雇用を行っている。	・第2期中期計画2頁 ・※2 ・男女比54:46 ・障害のある職員2名雇用

	内容	判定	点検状況	備考
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）				
2-1 理事会	(1) 理事会の役割	○	<p>寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、下記のとおり適切な運営に努めている。</p> <p>ア) 議事録には、互選された理事2名と出席した監事の署名を頂き、保管している。</p> <p>イ) 欠席した理事に関しては、事前に議案を送付し、ご意見を頂いている。</p> <p>ウ) 会議体として、法人においては、理事会、評議員会、経営会議を置き、大学においては、学長・副学長会議、大学評議会、教授会等を置いている。</p> <p>エ) 学長は、5月の理事会及び評議員会にて、前年度の事業報告を3月には翌年度の事業計画を説明している。</p> <p>オ) 議事資料を予め理事へ郵送するなど、審議に必要な時間を十分に確保している。</p> <p>カ) 理事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしている。</p> <p>【理事会開催実績 4/6・5/24・9/28・12/13・3/16】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第6条、6条の2 ・寄附行為第11条の4、11条の5 ・寄附行為施行細則24条 ・事務組織規程 <p>【寄附行為】※3 https://gifuseibigakuin.jp/dislosure/</p>
2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	<p>寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。</p> <p>理事長を含め5名の常勤理事を置き、代理権限順位を規程に明記している。</p> <p>理事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第7条 ・寄附行為第11条の3、11条の4、11条の5 ・寄附行為施行細則第18条 ・※3
	(2) 学内理事の役割	○	<p>教職員としての理事を3名選任している。</p> <p>理事の選任は、寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為施行細則第18条の2
	(3) 外部理事の役割	○	<p>寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。</p> <p>外部理事は8人で構成し、事前に議事資料を郵送している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第6条 ・寄附行為第9条 ・※3
	(4) 理事への研修機会の提供と充実	○	<p>学院本部より私立大学協会が主催する研修会等、必要な情報提供を行っている。また、理事の研修機会が確保されるように予算措置を講じている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催案内
2-3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	○	<p>寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。</p> <p>監事は、理事会や評議員会に出席し、議事録署名をしている。</p> <p>また、監事の善管注意義務及び賠償責任義務は寄附行為に明記されており、損害賠償責任の減免規定と損害賠償責任保険加入により、責任が過重にならないようにしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第10条 ・寄附行為第11条の5 ・監事監査規程 ・※3
	(2) 監事の選任	○	<p>寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、適切な運営に努めている。また、適任者の選任に向けては、学院本部が主管して情報収集を行う等、必要な措置を講じている。</p> <p>現在は、監事2名で構成している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第5条 ・寄附行為第10条 ・寄附行為第11条 ・※3
	(3) 監事監査基準	○	<p>監事監査規程等、関係規程を定めた上で、適切に監査を実施している。なお、監事の監査計画については、毎年度、監事と学院本部が協議して、適切に定めている。また、毎年度、監査結果を理事会及び評議員会にて報告している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監事監査規程 ・監査計画 ・監査報告書
	(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	<p>毎年度、監事会（監事、監査室長、学院本部による連絡会）を実施する等、監事業務を支援する体制・機会を整備している。また、監事は、文科省の研修会にも参加している。</p> <p>【監事・監査室長連絡会開催実績 4/27・5/18・5/20・11/22】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監事・監査室長連絡会議事録 ・監事研修会(文科省)
	(5) 常勤監事の設置	■	<p>監事の監査機能の充実、向上のため常勤する監事の設置に努めている。現在は、非常勤監事2名を選任している。</p>	
2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割	○	<p>寄附行為、寄附行為施行細則及び関係規程等において必要な事項を定め、諮問機関としての役割が発揮されるように必要な整備を行っている。</p> <p>具体的には、</p> <p>ア) 予算及び事業計画は、毎年度3月の評議員会にて諮問している。</p> <p>イ) 事業に関する中期的な計画は、計画内容に変更がある度に、評議員会で意見を聴いている。</p> <p>ウ) 役員に対する報酬等の支給基準や寄附行為の変更に関しては、改正の際、評議員会で意見を聴いている。</p> <p>エ) その他の事項も、必要に応じ評議員会にて意見を聴いている。</p> <p>【評議員会開催実績 5/24・3/16】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附行為第13条 ・※3

内容		判定	点検状況	備考
2-5 評議員	(2) 評議員から意見を引出す議事運営方法の改善に努めます。	○	評議員から意見を引出すため、議事資料を予め評議員へ郵送し、報告・説明する等、議事進行、事前の議事運営方法の改善に努めている。	・ 寄附行為第12条 ・ ※3
	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	評議員に対しては、理事と同様に全ての会議資料を開示し、評議員からの意見を聴取している。また、評議員が必要な報告を聴取することができるよう適切に評議員会の議事を運営している。	・ 寄附行為第13条の2 ・ ※3
	(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	理事長が当該監事の資質や専門性について十分に検討し、その内容を評議員会に対して、説明を行ったうえ、評議員会の同意の下、監事を選任している。なお、事務取扱等は、学院本部で主管している。	・ 寄附行為第10条 ・ ※3
	(1) 評議員の選任	○	①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。 ②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 理事のうちから理事会において選任された者（第9条第2号に掲げる理事を除く。） イ この法人の職員のうちから理事会において選任された者 ウ この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、理事会において選任された者 エ 学識経験者のうちから理事会において選任された者 ③学校法人の業務若しくは財産状況又は役員業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。 ④評議員の選任方法は、各選出区分により理事会が選任する扱いとしています。	・ 寄附行為第6条の2 ・ 寄附行為第14条 ・ ※3
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	○	①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。 ②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	・ 寄附行為第12条 ・ 研修会開催案内 ・ ※3	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）				
3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	寄附行為、寄附行為施行細則、大学学則、短期大学部学則及び関係規程等において必要な事項を定め、学長の責務を明確化している。 また、学長は、理事会から委任された権限を行使し、適切な大学運営を行い、教職員にも中期的な計画等を十分に理解できるよう周知や共有を図っている。 なお、学長の選考は、学長選考規程に基づき、適切に人選している。	・ 寄附行為施行細則第24条及び別表 ・ 学長選考規程
	(2) 学長補佐体制（副学長・学部長・学長補佐の役割）	○	寄附行為、寄附行為施行細則、教育管理職員等選任規程において必要な事項を定め、副学長、学部長、学長補佐の責務を明確化している。 具体的には、副学長は大学に2名、短大に1名置いている。また、全ての学部には学部長を置き、さらに2名の学長補佐（1名は特命）を置いている。	・ 寄附行為施行細則第10条～第10条の7 ・ 教育管理職員等選任規程
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	大学学則、短期大学部学則及び教授会運営規程により教授会の役割を定め、適切に運営している。 なお、「教授会は、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではない旨」を学校教育法の改正前より定めている。	・ 大学学則第55条及び第56条 ・ 短大則第35条及び36条 ・ 教授会運営規程 ・ ※1
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）				
4-1 学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○	学部・学科ごとに3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、ホームページや学生に配布する冊子等において、その周知と理解に努めている。また、各学科会議や教育改革委員会等において3つの方針（ポリシー）を定期的に点検することとしている。	HPの学部・学科紹介
4-2 教職員等に対して	(1) 教職協働	○	学内の会議や多くの委員会には教員と事務職員が共に参加するなど、教職協働体制を確保しています。また、教職協働によるプロジェクト型業務を推奨し、教職協働を推進している。	・ 大学学則第2条の3 ・ 短大則第1条の4 ・ 組織運営体制一覧 ・ ※1
	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	■	BDについては、理事・監事に対し、中期計画や毎年度の事業計画及び事業報告について情報提供を行い、監事は、毎年度5月の理事会及び評議員会にて監事より監査報告をしている。 毎年度、FD及びSDの実施計画を定め、FD研修及びSD研修を適切に実施している。SD研修については、学内だけでなく、協定大学と共同で実施する機会も設け、意見交換等を行っている。 【SD研修実施実績 6/21・9/15・12/1・12/14】 【FD研修実施実績 6/29・2/15・2/16】	・ スタッフ・ディベロップメント研修規程 ・ ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 ・ FD研修会開催案内 ・ SD研修スケジュール

内容		判定	点検状況	備考
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	大学においては、大学基準協会より2010（平成22）年度に2回目、2017（平成29）年度に3回目の認証評価を受け、いずれも基準に適合しているとの認定を受けた。 また、短期大学部においては、短期大学基準協会より2013（平成25）年度に2回目、さらに2020（令和2）年度に3回目の認証評価を受け、いずれも基準に適合しているとの認定を受けた。また、自己点検・評価報告書は、ホームページ等を通じて社会に公表している。	・※2
	(2) 社会貢献・地域連携	○	第2期中期計画において「地域連携」は、中核的な目標として定めている。本計画を受け、学内に地域連携推進センターや事務局の地域産学・連携課を置き、社会貢献・地域連携に努めている。 具体的には、自治体との連携・委託事業に取り組む他、シティカレッジ（関・各務原）を開設し、多種・多様な生涯学習講座を開講している。 また、附属図書館を地域に開放している他、人間福祉相談センターでは、心理的ケアが必要な地域住民の相談事業を行っている。 さらに、地域で生活する子どもやその保護者を支援する施設として子ども家庭支援センター（ラ・ルーラ）を開設している。 なお、2021年10月に「中部学院大学×SDGs2030Vision宣言」を行い、SDGsへの対応を図っている	・第2期中期計画 ・地域連携推進センター設置規程 ・SDGs宣言
4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	○	大規模災害に関しては、災害対策マニュアルを整備し、定期的に訓練も行っている。 情報セキュリティに関しては、総合研究センター内にICT・セキュリティ部会を置き、ICTセキュリティに関する体制を整備している。また、ハラスメントに関しては、ハラスメント防止委員会を置き、必要な施策を推進している。	・災害対策マニュアル ・情報通信ネットワーク管理規程 ・ハラスメント防止等に関する規程
	(2) 法令遵守のための体制整備	○	法令遵守のための通報窓口を学院本部内に置き、必要な規程を整備している。また、教職員が学内のグループウェアを通して、規則・規程等の閲覧ができる環境を整備している。さらに、公的研究費等に關する不正行為等における通報窓口を設置している。	・公益通報等に関する規程 ・グループウェア
第5章 透明性の確保（情報公開）				
5-1 情報公開の充実	(1) 法令上の情報公表	○	学校教育法施行規則等の法令に基づく情報公開に関しては、大学及び法人のホームページ等を通して、情報発信をしています。	【 中部学院大学 情報公開 】 https://www.chubu-gu.ac.jp/disclosure/ 【 岐阜済美学院 情報公開 】 https://gifuseibigakuin.jp/disclosure/
	(2) 自主的な情報公開	○	法律上公開が定められていない情報についても、積極的に情報公開を行っている。	【 連携・協定先一覧 】 https://www.chubu-gu.ac.jp/cooperation/listchiki/ https://www.chubu-gu.ac.jp/cooperation/listkaigai/
	(3) 情報公開の工夫等	○	情報公開に関しては、本学ホームページの他、大学ポータルや附属図書館における閲覧体制を整備している。 また、定期的に岐阜済美学院報（学院報）等、刊行物を発行している。 さらに、「岐阜済美学院の特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を定めている他、大学・短期大学部においては「個人情報保護に関するICTガイドブック」を定め、関係する全ての教職員への周知を図っている。	【 大学広報 】 https://www.chubu-gu.ac.jp/pr/ ・特定個人情報等の取扱いに関する基本方針 ・個人情報保護に関するICTガイドブック